



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社イトーキ

代表者名 代表取締役社長 平井 嘉朗

(コード番号 7972 東証第1部)

問合せ先 常務執行役員 管理本部長 森谷 仁昭

(TEL. 総務部 03-5543-1711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 23 日開催予定の当社第 66 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されました。

これに伴い、社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第42条第2項の規定の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(中略)	
第42条（監査役 の責任免除 ） （第1項条文省略） ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	第42条（監査役 の責任免除 ） （第1項現行どおり） ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第43条～第50条（条文省略） 附則（条文省略）	第43条～第50条（現行どおり） 附則（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 23 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 23 日（水曜日）

以 上